



年金時効特例法は、平成19年7月6日に公布、施行された法律です。

今までは、年金記録が訂正された結果、年金が増額した場合でも、時効消滅により直近の5年間に限ってお支払いしていましたが、今回の改正で、年金記録の訂正による年金の増額は、時効により消滅した分を含めて、ご本人または遺族の方へ全額を支払うこととなります。

3、前記1または2に該当する方が、亡くなられている場合には、そのご遺族の方。

◆今後、年金記録が訂正される方

4、今後、年金記録が訂正された結果、従来であれば、前記1〜3と同じように、過去の分は直近の5年間の年金に限ってお支払いすることとなる方。

対象となる方

◆すでに年金記録が訂正されている方

1、年金記録の訂正により年金が増えたが、過去の増額は時効消滅により、直近の5年間に限り年金をお支払いしていた方。

2、年金記録の訂正により、年金の受給資格が確認され、新たに年金をお支払いすることになったが、過去の分は時効消滅により直近の5年間に限り年金をお支払いした方。

必要な手続き

◆すでに、年金を受給開始後に年金記録が訂正されている受給者の方には、あらかじめ必要な記載事項を印字した用紙を順次発送します(9月から送付開始)ので手続きをお願いします。また、その通知を待たずに、今すぐ手続きをしていただくこともできます。その場合には、高知社会保険事務局幡多事務所へ年金証書と印鑑をご提出ください。

◆今後、年金記録が訂正される方につきましては、記録

の訂正にかかる手続き以外に特別な手続きは必要ありません。

※お問い合わせは、高知社会保険事務局幡多事務所、またはねんきんダイヤル(0570-05-1165)までお願いします。

土曜日・時間外の年金相談のお知らせ(9月)

場所
高知社会保険事務局幡多事務所

*第2土曜日は年金相談日

●9月8日(土)

午前9時半から午後4時まで年金相談を行っています。

*第2月曜日は時間外年金相談日

●9月10日(月)

午後7時まで受付時間を延長して年金相談を行っています。

○お問い合わせ

高知社会保険事務局幡多事務所
☎34-1616

ごみも積もればシリーズ

段ボールのリサイクル方法が簡単になりました

変更点

- ①紙袋に入れて出せます。(ビニール袋はダメ)
- ②大ききの制限はなくなりました。(従来は80センチメートル以下でした。)
- ③金具を取らずに出せます。

段ボールはリサイクルの優等生です。「これくらい」と思われる量でも、紙袋に入れるなどしてリサイクルに出しましょう。

生ごみの減量を生ごみ処理器購入の補助制度(家庭での生ごみリサイクル)

この事業は、家庭に生ごみ処理器の設置を奨励することにより、家庭から出る生ごみを町民が自ら堆肥化し、減量することを促進するために実施するものです。

【補助内容】

- EMほかしボックス
1個につき1000円
(1世帯に2個まで)
- コンポスト容器・密閉型
1個につき2500円

○お問い合わせ

大方総合支所住民課環境係
☎43-2800(直通)
佐賀総合支所まちづくり課水道環境係
☎55-3700(直通)

(1世帯に2個まで)
【対象者】
町内に住所を有する一般家庭で、生ごみの減量を自ら積極的に行う方。

【申請方法】

- 大方地域/九月中、各区長を通じてご案内します。
- 佐賀地域/まちづくり課水道環境係で申請を受け付けします。

ビン・缶のリサイクル量の減少が止まりません

最近、ビン・缶のリサイクルの量が大きく減少しています。もし、ビンや缶をごみとして出されている場合は「リサイクルすれば資源となるものを燃やしている」ということを忘れないでください。

同時に黒潮町はリデュース(ごみを出さない生活)、を推進しています。
詰め替え商品の利用、買い物袋の利用など、ごみの排出抑制にご協力をお願いします。